

わが国の企業結合，連結会計に関する会計基準と 国際会計基準等との差異に関する一考察

A Consideration Concerning Differences Between Japanese Accounting Standard and IAS etc. In Business Combinations and Consolidated Financial Statements

西 海 学

Satoll NISHIUMI

和文要旨

本稿では，わが国の企業結合会計基準と連結会計基準における規定と国際会計基準やアメリカ基準における規定の差異を，単純に親会社概念や経済的単一体概念といった連結基礎概念から説明が出来ない事を示す。そのうえで，それらの差異は取得の概念や会計主体の捉え方，利益計算の目的に起因している事を示す。

英文要旨

This thesis shows the thing that it have been difficult to explain differences between in Japanese accounting standard and IAS and US standard in business combinations and consolidated financial statement by the basic concepts of consolidated statements such as parent company concept and economic unit concept. Besides, this thesis shows those differences have originated in the concept of acquisition and how to catch the reporting entity.

和文キーワード：会計主体，連結基礎概念，親会社概念，経済的単一体概念，支配，持分，少数株
主持分（非支配持分）

英文キーワード：Accounting Entity, Basic concepts of consolidated statements, Parent
company concept, Economic unit concept, Control, Equity, Minority interest
(Non-controlling interest)

目 次

- 1 はじめに
 - 2 わが国の基準と国際会計基準およびアメリカ基準との差異
 - 3 連結基礎概念と連結特有の会計処理との関係
 - 4 取得の意味 ～“支配”か“持分”か
 - 5 会計主体と利益計算
 - 6 おわりに
- 注
参考文献

1 はじめに

周知の通り、2007年8月の企業会計基準委員会が国際会計基準審議会(IASB)と共同で公表した、いわゆる東京合意に基づく平成20年までの短期コンバージェンス・プロジェクトの一環として、2008年12月26日に、企業結合および連結財務諸表に係る会計基準が改訂されている¹⁾。

そこで、本稿では、企業結合会計および連結会計に関する国際会計基準やアメリカ基準とわが国の会計基準との差異の淵源を考察することを目的とする。

2 わが国の基準と国際会計基準およびアメリカ基準との差異

国際会計基準(*International Financial Reporting Standard No.3 "Business Combinations"*, 以下、IFRS3)やアメリカ基準(*Statement of Financial Accounting Standard No.141*, 以下、SFAS141)とわが国のかつての会計基準(「企業結合に係る会計基準(以下、旧企業結合会計基準)」および「連結財務諸表原則(以下、連結原則)」)において、次の点で差異が存在していた。

①企業結合時に適用する会計処理方法

国際会計基準やアメリカ基準では、企業結合において適用する会計処理方法を、取得法(acquisition method, いわゆるパーチェス法)に一本化しているが、これに対して、わが国においては持分プーリング法を容認していたこと。

②暖簾の認識範囲

国際会計基準やアメリカ基準では、非支配持分(わが国の会計基準では、少数株主持分がこれに対応する)に相当する暖簾も含めて、被結合企業全体の暖簾を認識する全部暖簾法(full goodwill method)を採用しているが、これに対して、わが国では、親会社持分相当額の暖簾だけを認識する買入暖簾法(purchased goodwill method)を採用していること。

③暖簾の償却の可否

国際会計基準やアメリカ基準では、暖簾の事後測定として、非償却としたうえで減

損処理を採用しているが、これに対して、わが国では規則的償却と減損処理を併用していること。

④少数株主持分の取り扱い

国際会計基準やアメリカ基準では、親会社持分とそれ以外の持分(非支配持分, non-controlling interest, わが国で言う少数株主持分-minority interest)ともに持分として扱うことに対し、わが国では、持分は親会社持分とし、それ以外の持分は少数株主持分として、持分から除外していたこと。

⑤子会社の資産・負債の公正価値評価の範囲

国際会計基準やアメリカ基準では、非結合企業全体を公正価値評価する方法(わが国で言う、全面時価評価法)で一本化されているが、わが国では親会社持分に相当する割合だけ公正価値評価する方法(わが国でいう、部分時価評価法)と併用されていたこと。

⑥負の暖簾の取り扱い

国際会計基準やアメリカ基準では、その原因を主にバーゲン・パーチェスと捉え、即時利益処理しているのに対して、わが国では負債計上の上、規則的償却を行っていたこと。

前述の通り、2008年12月26日に会計基準が改訂され、一部を除いては、会計処理上においては概ねコンバージェンスされたが、まず従前の会計基準の差異を中心に、基準の主要な改訂点を遡っておこう。①について、企業結合会計基準では、企業結合の形態を“取得”のみに統一し、“持分の結合”という概念が削除され、その結果、持分プーリング法は禁止された。④については、連結会計基準では、部分時価評価法を廃止し、全面時価評価法のみとした。⑤については、現在、少数株主持分は純資産の部に計上され(ただし、持分ではない)、⑥については国際会計基準やアメリカ基準と同様の即時利益処理へ変更された。

しかしながら、②と③については、旧基準と変更はなさず、旧企業結合会計基準や連結会計原則の規定が引き継がれた。この点に関する基準設定者のエクスキューズは、連結会計基準第51項の、「本会計基準においては、親会社説による考え方

と整合的な部分時価評価法を削除したものの、基本的には親会社説による考え方を踏襲した取扱いを定めている」ということであろう。

それゆえ、あくまで会計処理上のコンバージョンであり、基礎概念の部分はコンバージョンされたとはいえないと受け取れることができよう。つまり、基礎概念を従前のものと変更せずに、会計処理方法を改訂可能なものだけ改訂し、基礎概念に抵触する部分については、改訂しないという意味だと考えられるのである。そこで、まずは連結会計基準に記されているように、連結基礎概念を下に、会計基準の差異を考察する。

3 連結基礎概念と連結特有の会計処理との関係

連結基礎概念には、親会社概念と経済的単一体概念（もしくは、実体概念）が存在する。いうまでもなく、会計の対象は、親会社概念の場合は親会社株主に対応する部分となり、経済的単一体概念の場合は企業集団全体となる。連結方法に関して言えば、親会社概念に基づけば、子会社の会計項目について親会社持分に相当する部分が連結の対象となるので、比例連結が妥当な方法となるだろう。一方、経済的単一体概念の場合は、子会社の全ての会計項目が連結対象となるため、全部連結となる。

しかしながら、わが国の会計基準において比例連結が採用されたことはなく、現行の「基本的には親会社説による考え方を踏襲した取扱いを定めている」と明記された連結会計基準でも全部連結が採用されている。また、FASBでも、かつてより親会社概念は全部連結と結びつけられている²⁾。

ともあれ、仮に、親会社概念が全部連結と結びつくとした場合、次に、子会社の資産および負債の評価が問題となろう。親会社概念の場合、子会社の親会社持分相当部分だけ取得時の公正価値で評価する方法（わが国の会計基準で部分時価評価法と呼ばれる方法）が妥当で、経済的単一体概念の場合は、子会社のすべてを公正価値評価する方法（同、全面時価評価法）が妥当であるということになるかもしれない。しかし、現行の連結会計基準では、親会社概念に基づき

ながら全面時価評価法を採用している。また、経済的単一体概念を採用していたとしても、取得原価に基づく測定が行われる場合には、やはり、いわゆる部分時価評価法が妥当と言えるであろう（少数株主相当分は、親会社持分が取得されていない以上、結合時に測定可能な取得原価はなく、あくまで取得原価は子会社が資産を取得した時の測定値になる）。

暖簾の認識範囲に関しては、親会社概念では親会社持分相当部分の子会社暖簾を認識し、経済的単一体概念では、子会社の全ての暖簾を認識するということが妥当であろうということになる。ただ、親会社概念に基づきながら、全部連結、全面時価評価法が採用可能であるならば、子会社の全ての暖簾を認識することも全く持って否定されるものではないだろうし、また経済的単一体概念から全部暖簾だけが演繹できるわけでもないだろう³⁾。

少数株主持分については、親会社概念に基づけば持分（資本）ではないことになる。一方、経済的単一体概念に基づけば持分ということになる。連結会計基準では、純資産の部に計上されるが、株主資本としても扱われておらず、負債でも持分（資本）でもないものとして扱われている。

このように、連結特有の会計処理がどのようなものになるかということと連結基礎概念とは、強い関連があるとはいいがたい。おそらく、親会社概念と全部連結が結びつけられていることが、親会社概念を不明瞭なものとしているように考えられる。川本(2002)では、連結基礎概念については論理的欠陥があるため、議論の前提としては有用ではないとしている⁴⁾。実際に、連結基礎概念について、FASBは過去の議論をMoonitz(1951)やBaxter et al(1975)での議論を下にFASB(1991)において体系化したにもかかわらず、基準設定においては連結基礎概念をほとんど活用していない。むしろ、わが国において、FASB(1991)に基づいた親会社概念を重視した議論、制度設計がなされている。

親会社概念を全部連結と結びつけた場合、親会社概念と経済的単一体概念の重大な相違が生じるのは、少数株主持分の取り扱いでだけであろう。いいかえれば、わが国の会計制度の最大の特徴は少数株主持分を株主持分としていない点である。少数株主持分を持分としていない以上、

利益計算は親会社株主の持分変動だけを捉え、少数株主持分の持分変動は除外となるのであり、ゆえに、わが国では損益計算書上では明示的に包括利益は計算されない。連結会計基準第51項で「本会計基準においては、親会社説による考え方と整合的な部分時価評価法を削除したものの、基本的には親会社説による考え方を踏襲した取扱いを定めている」と記しているものの、部分時価評価法（さらには暖簾の認識範囲）については、親会社概念かどうかは無関係であるといえる。

つまり、極端なことをいえば、少数株主持分を持分として扱わなければ、全面時価評価法を採用し、全部暖簾法を採用しても、これらの少数株主持分部分は利益計算の中にふくまれないので、親会社概念で利益計算は可能である。事実、アメリカ基準は全面時価評価法と全部暖簾法を採用し、企業グループそれ自体を实体とした利益計算を包括利益として計算しながら、親会社持分の持分変動を少数株主持分の損益を除外した当期純利益で計算しており、経済的単一体概念と親会社概念が併存しているといえてよく、わが国でも全面時価評価法と全部暖簾法を採用した上で、親会社概念に基づき当期純利益のみを計算することは可能なはずである。

結局のところ、親会社概念にしても経済的単一体概念にしても、複数の定義や思考が混在してしまっているのである。経済的単一体概念のほうも、資本主義理論の一類型と解釈される⁵⁾一方、経済的単一体概念に基づいていると考えられるSFAS141は、実体の視点(entity perspective)に基づいており⁶⁾、概念が一元化されているとはいえない。親会社概念か経済的単一体概念かという二元論で考察することは、大元の概念が一元化されていないため、川本(2002)で述べられている通り、親会社概念か経済的単一体概念かどうかということは、あまり議論の前提として有益なものではないといえよう。

4 取得の意味 ～“支配”か“持分”か

連結基礎概念が、会計制度の差異を考察する上で有益でないならば、他に差異を生み出している要因があるはずである。そこで、企業結合という取引そのものに焦点を当てて考察してみたい。

既に述べたように、企業結合会計基準では、

企業結合の形態を“取得”のみに統一し、“持分の結合”という概念が削除された。この企業結合会計基準でいう“取得”の対象として考えられるのは、“持分”か“支配”かであろう。

国際会計基準やアメリカ基準では、企業結合を“取得法”のみで処理することとしているが、その取得の意味は“支配(control)の取得”であるため、持分の観点から説明されるような会計処理は認められていない。その例としては、企業結合を持分の観点から捉える持分プーリング法や、持分比率に依存した部分時価評価法や買入暖簾法があげられる。

被結合会社の支配を“取得”したと看做しても、被結合会社の持分のすべてを“取得”したと看做しても、企業結合という取引事象に対して、取得法(パーチェス法)を会計処理として採用するという点に異論はないといえる。持分プーリング法を排除するという目的を達成するには、“持分の結合”という概念を廃し、“取得”という概念で一律に企業結合を捉えるだけで事足り、“支配”という概念は必要ないと考えられる。

“支配”の“取得”と“持分”の“取得”との特徴は、前者の場合、支配を取得するか否かの離散的な二元と捉える、いわゆる、0が1かのデジタルな概念であり、後者は、持分は全く保有していない状態から全て保有している状態までの連続的な性質を持ち⁷⁾、一般的にはこれを0%から100%までの連続値に変換して捉えおり、アナログ概念であることである。そのため、合併などでは、被取得企業の持分は結合時に全て取得され、かつ支配も取得されるという結果となるので、企業結合では取得対象が“支配”と捉えても“持分”と捉えても1と100%であるため、結果的に大差は生じない。そこで、支配の取得と持分の取得に相違が生じる連結会計で考察することとする。

結論から言えば、連結会計基準との整合性を考えると、企業結合での取得対象が“支配”とは捉えられない。なぜならば、連結会計基準では、子会社の“支配の取得”の観点ではなく、むしろ“持分の取得”で捉えるように基本設計されているからである⁸⁾。

子会社の資産・負債の評価の観点からは、支配の取得の概念では支配が及ぶ範囲を公正価値評価する全面時価評価法が採用されることが妥

当であるが、持分の取得の概念では親会社持分部分だけを公正価値評価する部分時価評価法でも良いこととなる。重要なのは、資産と負債ではなく、純資産である。支配の取得の概念では、純資産全体が企業持分として認識され、全体が公正価値測定されることが妥当と考えられる。一方、持分の取得の概念では取得した持分である親会社持分だけを持分として認識し、公正価値測定し、取得していない持分である少数株主持分は持分としては認識せず、測定も公正価値であろうが子会社の簿価であろうが、特段問題にはならないと考えられる。持分の取得の概念の下では、親会社持分さえ、会計制度で採用されている測定方法と矛盾していなければ良いだけである。

暖簾の範囲および事後測定においては、この点については、わが国の会計基準は特段の改訂がなされておらず(負の暖簾は除く)、正の暖簾は、全部暖簾法を採用しておらず、買入暖簾に限って認識し、その測定値は取得対価を基準として計算する。また、事後測定として定期的に償却することと定めており、全部暖簾法かつ暖簾の償却禁止を定める、国際会計基準やアメリカ基準と差異が残存している。

わが国の暖簾の認識範囲を考察すると、やはり、取得の対象が“支配”ではなく“持分”であることがわかる。なぜならば、支配を取得したと見なすならば、親会社持分に相当する部分の暖簾だけが実効的に支配が及んでいるわけではなく、子会社全体に支配が及んでいるため、子会社全体の暖簾を認識することになると考えられるからである。親会社持分相当額だけ暖簾を認識する買入暖簾法は、その認識手法からして、あくまで取得の対象は“持分”であることを前提としていられるのである。

ちなみにわが国での当初認識の方法から見て、その後規則的償却を採用するというのは自然な流れであると思われる。実際に取得した暖簾を取得対価で認識したならば、その後、親会社持分の変動に関して利益計算する過程においては、その暖簾の原価をどのように配分するかということに行き着くだろう。仮に、償却をしないとしても、その場合は配分すべき期間が半永久的に継続するということが要因となり、全部暖簾を採用した場合の非償却の根拠とは根本的に異

なるだろう。

国際会計基準やアメリカ基準では、全部暖簾の測定値を、暖簾に対する取得対価を基礎として算定された全部暖簾の金額で認識するのではなく、全部暖簾の公正価値で認識するが、これは、子会社化によって支配されている暖簾は、そもそも子会社が有していた暖簾だけを支配しているのではなく、子会社化されたことによって生み出された暖簾⁹⁾などをも含んで支配していると考えられるからであろう。

それでは、取得の対象を支配と持分と異なると捉えることに会計処理上の差異の要因があるように考えられる。それでは、企業結合を異なる視点で捉える原因はどこにあるのだろうか。それは、会計の目的にあるのではないだろうか。

5 会計主体と利益計算

そもそも、企業結合や連結会計における差異以前に、国際会計基準やアメリカ基準とわが国の基準の間には、利益計算上、大きな差異がある。それは、利益計算のボトムラインが前者は包括利益であり、後者は当期純利益であることである。当期純利益は株主の資本取引を除く持分の変動を測定するものであり、会計主体論としては資本主理論が相当するのであるが、一方の包括利益は必ずしも資本主理論に依拠しているとは言い切れない。包括利益では、まず、持分として株主持分以外に少数株主持分を含めており、どちらかという実体理論に親和性があると考えられる。実際に、IASB(2008)では、会計主体論として実体概念に基づいて、会計制度を構築することを提案しており、また、アメリカでもSAF6において、利益の概念について持分権者だけでなく、債権者、従業員やその他の資源提供者を意識した文言が記されている¹⁰⁾。

そのため、経済的単一体概念か親会社概念か、あるいは取得の対象をどう捉えるかは、それ以前の会計主体をどう捉えるかという問題に帰着すると言えるだろう。会計計算を行う、特に利益計算を行う上では、その基礎となる資本(持分)というものが事前に定められていなければならないからである。

6 おわりに

わが国と国際会計基準やアメリカ基準との差異は、部分的な会計上の概念の差異から生まれているのではなく、基本的な会計主体の捉え方に起因していると考えられた。もちろん、どちらが優れているということ、ここで評価するわけではない。

仮に、コンバージェンスするというなら、全面時価評価法と全部暖簾法を採用した上で、少数株主持分を純利益計算のために分離し、親会社概念に基づき当期純利益のみを計算することも一理あるし、一方、これまで会計基準の設定に、特段、会計主体の問題に焦点を当てていなかったことや、全部暖簾については、これまでの自己創設暖簾を計上しないという会計上のルールについて議論をしていないから、全部暖簾等を採用しなかったということも一理ある。

しかしながら、わが国の企業結合および連結の会計基準が改訂され、国際会計基準とコンバージェンスされたといっても、現状では会計目的が異なる以上は同床異夢ということになるだろう。わが国ではコンバージェンスということが先行し、IASB(2008)のような、会計目的の方向性を見るという視点が、親会社概念を維持するにせよ、今回の企業結合や連結会計の改訂に際して欠けていたように思われる。

注

- 1) 企業結合の会計基準は、「企業結合に係る会計基準」から、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(以下、企業結合会計基準)へ、連結会計は、「連結財務諸表原則」から企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下、連結会計基準)へと、2008年12月26日に変更された。
- 2) たとえば、FASB(1991)では、親会社概念、経済的単一体概念のほかにも比例連結概念を設けており、比例連結は比例連結概念と結びつけているが、比例連結概念の内容は親会社概念と特段差異はない(FASB(1991), para.135など参照)。
- 3) しかし、子会社の少数株主持分に相当する部分の暖簾は、取得されたものではなく、自己創設暖簾と同質であるので、親会社自体の暖簾を認識す

る必要はないのかという議論が生じ得る。

- 4) 川本(2002) 3~20頁
- 5) 黒川(1998)参照
- 6) FASB(2008)(SFAS141) para.110参照。理論を先行させて、実際に実務に存在しない比例連結を採用することへの躊躇が、親会社概念を全部連結とだけ結びつけ、その他に比例連結概念を置いたと考えられる。
- 7) もちろん、持分は1株ごとに分割されているため、完全な連続ではない。
- 8) そもそも、旧企業結合基準における“取得”と“持分の結合”であるが、一方が“支配”の取得で、他方が“持分”の結合と捉えるよりは“持分”の“取得”か“結合”かと捉える方が自然であろう。
- 9) 企業結合にもとづいて生み出された暖簾この代表例としては、いわゆる“シナジー暖簾”が挙げられよう。ただし、シナジー暖簾については検討の余地があると思われる。企業結合によりシナジー効果が生じるということは、個々で経営活動を行った場合の収益性よりも、何らかの理由で企業結合後の収益性が高いことを意味する。複占を前提として考えれば、競争下においてはクールノー均衡における生産量が選択されるが、企業結合後は、“何らかの理由”でクールノー均衡と異なる生産量が選択されることを意味することになるだろう。この何らかの理由は、規模の経済性や私的情報の共有などとは異なると考えられ、この、“何らかの理由”については別稿で検討したい。
- 10) FASB(1985b)(SFAC6), paras.16 17参照

参考文献

- Baxter, G. C. and J. C. Spinney (1975), "A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory," *CA magazine*, Vol.106, No.1, Jan. 1975 pp.31-36 and Vol.106, No.2, Feb. 1975 pp.31-35.
- FASB (Financial Accounting Standard Board) (1984), *Statement of Financial Accounting Concept No.5 "Recognition and Measurement in Financial Statements,"* FASB, 平松一夫, 廣瀬義州(訳), 『FASB財務会計の諸概念』(増補版), 中央経済社, 2002年
- (1985), *Statement of Financial Accounting*

- Concept No.6 "Elements of Financial Statements,"* FASB, 1985, 平松一夫, 廣瀬義州 (訳), 『FASB財務会計の諸概念』(増補版), 中央経済社, 2002年
- (2007), *Statement of Financial Accounting Standard No.141 "Business Combinations,"* FASB, 2007
- (2001), *Statement of Financial Accounting Standard No.142"Goodwill and Other Intangible Assets,"* FASB
- Statement of Financial Accounting Standard No.160"Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements-an amendment of ARB No.51,"* FASB, 2001
- International Accounting Standard Board (IASB), *International Accounting Standard No.27 "Consolidated and Separate Financial Statements."*
- IASB(2008a), *International Financial Reporting Standards No.3 "Business Combinations,"* IASB, 2008
- IASB (2008b), *DISCUSSION PAPER Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting The Reporting Entity,* IASB. May 2008
- Moonitz, M. (1951), *The Entity Theory of Consolidated Statements,* Brooklyn, 1951 (片野一郎監閲, 白鳥庄之助訳注, 『ムニツ 連結財務諸表論』, 同文館, 1964年)
- 川本淳 (2002), 『連結会計基準論』, 2002年
 - (2009), 「少数株主持分の性質と性格」, 『會計』, 第176巻第2号, 2009年, 30~41頁
- 黒川行治 (1998), 『連結会計』, 新世社, 1998年
- 高須教夫 (1996), 『連結会計論』, 森山書店, 1996年
- 武田安弘 (1982), 『企業結合会計の研究』, 白桃書房, 1982年

